平成25年３月13日
総務部経理用地課
総務部情報公開課

別紙４

プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準

１　趣旨

プロポーザル方式による事業者選定は、入札方式に比べ対象業務にふさわしい事業者を選定できる一方、選定までの経過が区民から見てわかりにくいものとなっている。そこで、プロポーザル方式による事業者選定手続きについて、より一層の公正性、透明性、客観性を確保し、区民に対する説明責任を果たすため、本基準を制定する。この基準は、区内部における取扱いを定めるという意味だけでなく、プロポーザル方式により行う事業者選定に応募する者に対して事前に周知し、当該内容を了解の上応募することを条件とする。

２　対象となる契約案件

プロポーザル方式により、契約優先候補者を１者または数者選定する契約

３　公開対象文書および公開基準

対象文書名（例示）		契約締結前	契約締結後	
			契約者に係るもの	非契約者に係るもの*
提案事業者名		×	○	○
事業提案に関する書類	参加表明書（公募型）	×	△	△
	事業提案書（企画提案書、受注体制文書、見積書等）	×	△	×
法人の資格に関する書類	その他提出書類（会社組織図、会社概要、財務諸表等）	×	△	×
採点表		×	○	○
選定実施決定書		○	○	
仕様書、募集要領（評価項目、基準含む）		○	○	
評価項目の配点等		×	○	
選定委員名簿		×	○	
優先候補者決定書		×	○	

（注１）　○：公開、△：一部非公開情報を含む、×：非公開
（注２）　「非契約者に係るもの*」には、辞退者に係る情報は含まない。
（注３）　「一部非公開情報」とは見積書における積算単価・内訳、受注体制文書における社員情報や配置内訳（常勤・非常勤の別）などをいう。
（注４）　契約締結前であっても、契約優先候補者決定後は、提案事業者に対して自己の採点表を情報提供することができる。

４　適用関係

この基準は、平成25年４月１日以降に実施するプロポーザル方式による事業者選定から適用する。

５　その他

この基準における非公開情報は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第７条各号に規定する非公開情報をいう。